

副本

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原 告 石丸ハツミ 外383名

被 告 国

第7準備書面

平成28年1月22日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人	竹野下 嘉彦	(佐藤代)
被告指定代理人	齊藤 千春	(佐藤代)
	熊谷 直哉	(佐藤代)
	榎本 良一	(佐藤代)
	齊藤 雅彦	(佐藤代)
	與那城 義史	(佐藤代)
	岩元宗平	(佐藤代)
	中島武彦	(佐藤代)
	佐藤 ちあき	(佐藤代)
	古賀正樹	(佐藤代)
	竹本亮	(佐藤代)
	武田龍夫	(佐藤代)

泉 雄 大 (佐藤) 代
 内 山 則 之 (佐藤) 代
 松 原 崇 弘 (佐藤) 代
 村 川 正 德 (佐藤) 代
 中 川 幸 成 (佐藤) 代
 井 藤 志 暢 (佐藤) 代
 木 村 真 一 (佐藤) 代
 谷 川 泰 淳 (佐藤) 代
 羽 田 野 誉 (佐藤) 代
 山 形 浩 史 (佐藤) 代
 中 桐 裕 子 (佐藤) 代
 澤 田 智 宏 (佐藤) 代
 片 野 孝 幸 (佐藤) 代
 大 塚 恭 弘 (佐藤) 代
 森 田 深 (佐藤) 代
 齋 藤 哲 也 (佐藤) 代
 野 田 智 輝 (佐藤) 代
 佐 藤 雄 一 (佐藤) 代
 永 井 悟 (佐藤) 代
 鈴 木 健 之 (佐藤) 代

第1 公衆の被ばくに関する実効線量を年間1ミリシーベルトとする I C R P 勘告 は、原告適格の判断基準とはならないこと	4
1 原告らが被告の主張を曲解していること	4
2 I C R P 勘告に関する原告らの主張が失当であること	5
(1) 公衆の被ばくに関する実効線量を年間1ミリシーベルトとする I C R P 勘 告は、計画被ばく状況（平常時）にのみ適用されるものであり、「重大な事 故」が発生したときに参照されるものではないこと	5
(2) I C R P 勘告は、被ばく線量についてしきい値を否定はしていないこと	6
3 年間1ミリシーベルトを超える放射線を被ばくしたとしても、それだけでは 「その生命、身体等に直接かつ重大な被害を受けること」が想定されないこと	
	8
4 年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇 するとの疫学的報告が存在しないことは、医学的根拠のない俗説ではないこと	9
第2 本件シミュレーションは、原告適格を論ずる上で参考とならないこと	10
1 本件シミュレーションの趣旨、目的及び内容からの不相当性	10
2 本件シミュレーションは気象指針に基づいておらず、気象指針を否定するも のではないこと	11
第3 本件資料は、原告適格を論ずる上で参考とならないこと	12
第4 結語	15

被告は、本準備書面において、原告らの平成27年11月13日付け準備書面(3)（以下「原告ら準備書面(3)」という。）に対して必要な範囲で反論する。
なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 公衆の被ばくに関する実効線量を年間1ミリシーベルトとするICRP勧告 は、原告適格の判断基準とはならないこと

1. 原告らが被告の主張を曲解していること

原告らは、原告ら準備書面(3)第1の1（2ページ）において、被告の主張の要点について、①年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量ではがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない、②原告らが年間1ミリシーベルト程度の被ばくを受けたとしてもその生命、身体等に直接かつ重大な被害を受けることにはならないとの主張であるとまとめた上で、ICRPが被ばく線量についてしきい値を否定しており、ICRP勧告の実効線量限度未満であれば安全であるという線量ではないとか、年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量ではがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告が存在しないことは医学的根拠のない俗説であるなどとし論難している。

しかし、被告は、被告第5準備書面において、ICRP勧告について説明し、原告らが年間1ミリシーベルトを超える放射線量を被ばくしたとしても、それだけではもんじゅ最高裁判決にいう「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと」想定される範囲の住民に該当せず、原告適格は認められないと主張したのであり（被告第5準備書面第2（7ないし22ページ））、原告らの上記主張は、その内容を正確に理解した上で反論するものではない。

また、原告らは、被告の主張が、原告適格の判断基準について、原告らが100ミリシーベルトを超える被ばくを受ける蓋然性がなければならない旨主張しているものと言い換えるが、被告は、年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量ではがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在せず、年間1

0.0ミリシーベルトを超える被ばく線量でも、直ちにがん発症のリスクが高まるともいえないことを主張したものであり（被告第5準備書面第2の4(2)20及び21ページ）、原告らの上記主張も被告の主張を曲解するものである。

2 I C R P 勧告に関する原告らの主張が失当であること

(1) 公衆の被ばくに関する実効線量を年間1ミリシーベルトとするI C R P 勧告は、計画被ばく状況（平常時）にのみ適用されるものであり、「重大な事故」が発生したときに参照されるものではないこと

ア 原告らは、もんじゅ最高裁判決を踏まえて原告適格を判断するに当たり、年間1ミリシーベルトの実効線量限度を判断基準にすべきであると主張し、その根拠として、I C R P 勧告に基づく年間の実効線量限度の存在を主張する（原告ら準備書面(3)第1の3（同書面の3ページにも「第1の3」との項目があるため、4ページの「第1の3」は「第1の4」が正しいと思われる。）（4ページ）。

イ しかし、I C R P 勧告に基づく年間の実効線量限度1ミリシーベルトは、あらゆる状況で適用されるべき被ばく線量を定めたものではなく、かつ、生命、身体等への直接かつ重大な被害が生じる具体的な基準として定められたものではない。すなわち、被告第5準備書面第2の3(1)及び(2)（15ないし19ページ）で述べたとおり、2007年勧告は「線量限度」について「計画被ばく状況」、すなわち平常時にのみ適用される被ばく線量を定めたものであり（乙第15号証・59ページ(243), G4ページ, 63ページ(253)）、計画被ばく状況における公衆被ばくを前提に、その限度を実効線量で年間1ミリシーベルトと提示しているものである（同号証・60ページ(245), 表6）。また、2007年勧告の前身である1990年勧告も、

線量限度は介入¹の場合には適用されないとし（乙第13号証・35ページ(113), 39ページ(131)）、重大な事故による線量は介入によってのみ処置させることができることから、重大な事故による線量は、線量限度の対象となる線量ではないとしている（甲第30号証・55ページ(192)）。そして、これらの考え方は、2007年勧告でも維持されている（乙第15号証・55ページ(226)及び表4, 60ページ(247)）。

他方、2007年勧告は、線量限度が適用されない場合に関して、参考レベルを設定し（乙第15号証・57ページ(234)）、福島第一発電所事故の発生後のような緊急時被ばく状況においては、緊急時状況において計画される最大残存線量として定められる参考レベルは残存線量20ミリシーベルトから100ミリシーベルトのバンド（範囲）の中にあるものとし、放射線防護戦略は残存線量を参考レベルより下に低減するよう定めるよう提示している（同号証・69ページ(278)）。

ウ 以上のことから明らかなように、ICRP勧告は、緊急時被ばく状況においては、計画被ばく状況（平常時）の線量限度1ミリシーベルトを用いないで、年間20ミリシーベルトよりも高く100ミリシーベルトを超えないとの参考レベルを放射線防護の判断基準としており、年間の実効線量限度が1ミリシーベルトという考え方は、重大な事故が発生したときに参照されるものではないから、原告らの上記アの主張は、この点について理解をしないものであって、失当である。

(2) I C R P 勧告は、被ばく線量についてしきい値を否定はしていないこと

ア 原告らは、被ばくにより損傷したDNAがまれに修復に失敗し、異常を来たしたDNAが増殖してがん化するというプロセスは、被ばく線量がいか

1 被ばくを低減させる人間活動をいい（乙第13号証32, 33ページ(106)），立入制限、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の投与等がこれに当たる。

に低くても起こり得るとし、そのことから、 I C R P も被ばく線量についてしきい値を否定している旨主張する（原告ら準備書面（3）第1の3（1）（3ページ））。

イ しかしながら、被告第5準備書面第2の2（11ないし15ページ）で述べたとおり、 I C R P の放射線防護体系は、放射線被ばくから人の健康を防護することを目的とし、放射線による被ばくを管理、制御することで確定的影響の発生を防止し、さらに確率的影響のリスクを減らすため、あらゆる合理的な手段を確実に執ることに放射線防護の目標を置いているものである（乙第15号証・7ページ(29)）。そして、 I C R P 勘告は、確定的影響については、確定的影響が放射線被ばくにより組織・臓器内の細胞が傷付けられて臓器の機能等が損なわれること（有害な組織反応）を意味し、しきい値の存在を前提としている（乙第13号証・5ページ(20)、乙第15号証・7ページ(28)）ことから明らかのように、しきい値を採用している。また、確率的影響については、直線しきい値は存在しないと仮定する L N T モデルを提示しているが（同号証・9ページ (36)），これは、同モデルが生物学的真実だからではなく、ごく低線量の被ばくにどの程度のリスクが伴うかは実際には明らかではないため、被ばくによる不必要なリスクを避けることを目的として、公共政策のための慎重な判断をしているからであり（同号証・154ページ(A178)），科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として上記モデルを採用しているものにすぎない（乙第17号証・8ページ）。

ウ 以上のとおり、 I C R P の放射線防護体系は、被ばく線量のしきい値を否定していないのであり、被ばく線量がいかに低くても D N A の損傷と修復の失敗が生じることから、 I C R P 勘告はしきい値の存在を否定している旨の原告らの上記アの主張は、失当である。

3 年間1ミリシーベルトを超える放射線を被ばくしたとしても、それだけでは「そ

の生命、身体等に直接かつ重大な被害を受けること」が想定されないこと

(1) 原告らは、被告が、年間1ミリシーベルトを超える放射線を被ばくしたとしても、それだけでは、もんじゅ最高裁判決にいう「その生命、身体等に直接かつ重大な被害を受ける」ことが想定される範囲の住民に該当しないと主張したのに対し（被告第5準備書面第2の4(3)・21ページ）、いかに被ばく線量が低くとも、DNAの損傷と修復の失敗というプロセスが生じ得ること、ICRP勧告がしきい値を否定していることなどを根拠として、年間1ミリシーベルト程度の被ばくによっても、生命、身体等に直接かつ重大な被害を受けるとして、原告適格が認められる旨主張するようである（原告ら準備書面(3)第1の3(2)(3, 4ページ)）。

(2) しかしながら、ICRP勧告がしきい値を否定しているものでないことは、上記2(2)のとおりである。また、被告第5準備書面第2の4(19ないし22ページ)でも述べたとおり、ICRP勧告が公衆の被ばくに関する実効線量の限度を年間1ミリシーベルトと提示しているのは、放射線による発がんリスク等の健康影響に関する科学的知見、ラドンによる被ばくを除いた自然放射線源からの年実効線量が約1ミリシーベルトであることを考慮して、「社会的・経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成できる限り低く」被ばく線量を制限することを要求する趣旨に基づくものである。

さらに、仮に直線しきい値なし仮説（LNTモデル）に従って低線量被ばくのリスクを比較したとしても、年間20ミリシーベルトの被ばくをすると仮定した場合の健康リスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いとされ、例えば、喫煙は1000～2000ミリシーベルトの被ばくと同等、肥満は200～500ミリシーベルトの被ばくと同等、野菜不足や受動喫煙は100～200ミリシーベルトの被ばくと同等とされていることよりも低い水準とされる（乙第17号証・9, 10ページ）。

(3) 以上からすれば、年間1ミリシーベルトを超える放射線量を被ばくしたとしても、それだけではもんじゅ最高裁判決にいう「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける」ことが想定されるとはいえないことは明らかである。

4. 年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告が存在しないことは、医学的根拠のない俗説ではないこと

(1) 原告らは、年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告が存在しないことにつき、「医学的根拠はない」、「俗説」であるなどと主張する（原告ら準備書面(3)第1の3(3)・(4)ページ）。

(2) しかしながら、低線量被ばくの健康影響の科学的知見については、放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR), 世界保健機関(WHO), 国際原子力機関(IAEA)等の報告書において国際的な合意がなされており、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線による発がんリスクは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、同リスクの増加について明らかな証明は困難とされている（乙第17号証・3, 4ページ）。これらの各機関等で報告書を作成する際の議論には多くの医学学者も参画しており、国際的に合意された低線量被ばくの健康影響の科学的知見には、医学的な知見も反映されている。

そして、我が国では、国際的に合意された低線量被ばくの健康影響の科学的知見を理解するに当たり、平成23年12月、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループにおいて、放射線医学の専門家らによって医学的観点からも検討され、上記各機関等の報告書に準拠することが妥当と判断されている（乙第17号証・3ページ及び24ページ以下）。

したがって、年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しないことについて、「医学的根

拠はない」、「俗説」であるなどとする原告らの主張は、科学的な根拠を欠くものである。

第2 本件シミュレーションは、原告適格を論ずる上で参考とならないこと

1 本件シミュレーションの趣旨、目的及び内容からの不相当性

(1) 原告らは、本件シミュレーションに様々な限界があることを前提とした上で、本件シミュレーションが地域防災計画の見直しのために作成されたという性質を有していることから、原告適格の判断材料として採用することは正当である旨主張する（原告ら準備書面（3）第2の2(1)（4ページ））。

(2) しかし、被告第5準備書面第3の2(1)（30, 31ページ）で述べたどおり、本件シミュレーションは、平成24年防災基本計画の策定に伴う地域防災計画の見直しに当たり、都道府県防災会議が予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）を設けるに際し、専門技術的な観点からの技術的支援を行うことを目的として取り急ぎ作成され、公表されたものである。そして、P A Z及びU P Zは、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定め、対策を施すためのものであって、住民等の被ばく線量を最小限に抑えると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑える必要性から、設定されるものである（乙第23号証・5, 39ページ：原子力災害対策指針・第1（4）「放射線被ばくの防護措置の基本的な考え方」、第2（3）①「原子力災害対策重点区域の設定」）。このようなP A Z及びU P Zの性質に鑑みれば、これらの区域の設定に際し、専門技術的な観点からの技術的支援を行うことを目的とした本件シミュレーションは、原子炉施設において災害が起きた場合に、放射性物質による健康被害が実際に生じる範囲を具体的に明らかにする目的で実施されたものではないことは明白であ

る。加えて、被告第5準備書面第3の2(2)（31, 32ページ）で述べたとおり、本件シミュレーションにおける初期条件は、福島第一発電所事故に基づいて設定された条件を他の原子炉に適用するという仮定のものであり、放射性物質の放出量等にしても、原子炉ごとの立地や施設の性質等の相違が捨象されているものであり、各原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れているとはいえないものである。

(3) 以上のとおり、本件シミュレーション作成の趣旨、目的及び内容に照らせば、本件シミュレーションが原告適格を論ずる上で参考となるものであるということはできないのであり、上記の点をすべて捨象して、本件シミュレーションを原告適格を論ずる上での参考とすべき旨の原告らの上記(1)の主張は、暴論にすぎず、失当である。

2 本件シミュレーションは気象指針に基づいておらず、気象指針を否定するものではないこと

(1) 原告らは、本件シミュレーションにおいて地形情報が考慮されていないのは本件シミュレーションが気象指針に基づいているからであり、気象指針は、原子炉設置許可に関して事故時の被ばく線量を評価する際にも用いられているのであるから、これを本件シミュレーションの精度の低さの根拠とすることは、気象指針自体を否定してしまうことを意味するため、ひいては原子炉の設置許可全般を否定することに他ならない旨主張する（原告ら準備書面(3)第2の2(2)（4, 5ページ））。

(2) 原告らの上記主張の位置づけは明らかではないが、そもそも前提において誤っている。すなわち、本件シミュレーションは、上記1のとおり、平成24年防災基本計画の策定に伴う地域防災計画の見直しに当たり、原子力発電所が立地又はこれに隣接する道府県の防災会議がP.A.Z及びU.P.Zを設けるに際し、原子力規制庁が専門技術的な観点からの技術的支援を行うことを目的として作成したもので、本件各原子炉の設置（変更）許可に関する事項で

はなく、安全審査において想定されるべき事故等を想定したものではない。

そのため、本件シミュレーションの作成に当たっては、気象条件に応じた放射性物質の拡散状況の予測に関して気象指針が参考にされたが、その目的は、累積出現頻度が97パーセントとなる値を相対濃度（放出源における単位放出率当たりの風下濃度）として試算に活用することであり、本件シミュレーションの内容が、気象指針に全面的に基づいているわけではない。

さらに、本件シミュレーションにおいては、本件原子炉施設の周辺の地形情報が考慮されていないが、その理由は、解析システムであるMACCS2²の適用限界として示されている（被告第5準備書面第3の1(3)ウ(29, 30ページ)）。他方、気象指針を適用する際、大気拡散の計算に当たって、風洞実験の結果を考慮することとされており、風洞実験に当たっては地形情報が考慮されている（乙第25号証・10及び28ページ）。

したがって、原告らの上記(1)の主張は前提において誤っており、失当である。

第3 本件資料は、原告適格を論ずる上で参考とならないこと

1 原告らは、もんじゅ最高裁判決が原子炉等規制法の原子炉設置許可の審査の趣旨に関して「(原子力)災害が万が一にも起こらないようにするため」と明言していることからすれば、「重大な原子炉事故」は被告のいうように限定されたものではないとして、本件資料（甲第28号証）は、原告適格の判断において参照されるべきである旨主張する（原告ら準備書面(3)第3の2(1)及び(2)

2 MACCS2・アメリカ合衆国における原子力規制委員会（NRC）やエネルギー省（DOE）において、放射線被ばく及び拡散を評価する際に使用される、年間の気象パターンや風向きなどのデータから、放射性物質の拡散の傾向をシミュレーションする解析システムのこと。

(5, 6ページ))。

2 この点に関し、もんじゅ最高裁判決は、原子炉設置許可の基準として、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が設けられた趣旨について、「原子炉が、・・・右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、・・・原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある」と判示した。そして、もんじゅ最高裁判決から間もない伊方最高裁判決は、「右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。」とし、もんじゅ最高裁判決と同旨の説示をしているが、同判決は、設置許可基準に基づき、十分な安全審査を行うべきことを判示する中で「災害が万が一にも起こらないようにするため」と述べたものであり、設置許可基準や技術基準との関係において、何らかの具体的な規範となることを示したわけではない。このことは、伊方最高裁判決の判例解説（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）417及び418ページ）において、あらゆる科学技術の分野において、絶対的に災害発生の危険がないといった絶対的な安全性は、達成することも要求することもできないものとされ、いわゆる相対的安全性の考え方方が採用されており、このような考え方は、原子炉の安全性についても同様である旨解説されているとおりであって、もんじゅ最高裁判決及び伊方最高裁判決は、どのような異常事態が生じても、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないといった達成不可能なレベルの安全性を要求したものではないというべきである。

したがって、「(原子力) 災害が万が一にも起こらないようにするため」とのもんじゅ最高裁判決及び伊方最高裁判決の文言は、設置許可基準や技術基準との関係において、何らかの具体的な規範として達成不可能なレベルの安全性を要求したものではなく、「重大な原子炉事故」の範囲を無限定とする根拠にはならないというべきである。

3 そして、被告第5準備書面第4の3(1)（35ないし37ページ）で述べたとおり、もんじゅ最高裁判決がいう「重大な原子炉事故」とは、当該原子炉の基本設計で設定された種類、構造及び規模等を踏まえ、基本設計に係る事項の安全審査に過誤、欠落があった場合に通常起こり得ることが想定される内容・程度の事故を意味するものと考えられるのであり、通常起こり得ることが想定される内容・程度の事故とは、各専門分野の学識経験者等の原子炉等に関する専門的、技術的知見を有する者の通念からみて起こり得ると考えられる内容・程度のものをいうと解すべきであって、そのような専門家集団の通念に照らして合理的に判断するのが相当であり、単なる抽象的な可能性があるにすぎない最大規模の事故といったものまでが含まれるものではないと解すべきである。

被告第5準備書面第4の3(2)（37ないし39ページ）で述べたとおり、本件資料は、政府の危機管理に万全を期すという観点から、福島第一発電所事故が発生した後の間もない時点において、「相当想定をしにくい」最悪の事態をあえて想定した上でその対応を検討しておくために作成されたものであるので、もんじゅ最高裁判決がいう「重大な原子炉事故」とは想定される内容が全く異なる。さらに、本件資料が想定する連鎖的事象や放射線による被害の状況は、福島第一発電所で事故が発生した原子炉と本件各原子炉では、立地条件が異なることはもちろん、原子炉の種類、構造、規模等の原子炉に関する具体的な諸条件が異なり、当然のことながら本件各原子炉の具体的な諸条件をもとに考慮して作成されたものではない。

4 以上より、もんじゅ最高裁判決が「(原子力) 災害が万が一にも起こらない

ようとするため」と判示していることからすれば、「重大な原子炉事故」の範囲が被告主張のように限定されるものではない旨の原告らの上記1の主張は失当であり、本件原子炉に起り得る「重大な原子炉事故」を考えるに当たり、本件資料が仮定している事象を参考にすべきではないことからすれば、本件資料は原告適格を論ずる上で参考とならないというべきである。

第4 結語

以上のとおり、原告ら準備書面(3)における本件義務付けの訴えの原告適格に関する主張は、いずれも失当である。

なお、原告らは原告ら準備書面(3)において求釈明を求めているが、被告第1準備書面第1の3「原告らの原告適格」(9ないし13ページ)において主張したとおりであり、これ以上に回答の必要を認めない。

以 上

略称語句使用一覧表

事件名 佐賀地方裁判所平成25年(行ウ)第13号
 玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件
 原告 石丸ハツミほか383名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
九州電力	九州電力株式会社	第1準備書面	4	
本件3号炉	玄海原子力発電所3号炉	第1準備書面	4	
本件4号炉	玄海原子力発電所4号炉	第1準備書面	4	
本件各号炉	本件3号炉及び4号炉	第1準備書面	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉とその附属施設	第1準備書面	4	
設置許可基準規則	実用発電所用原子炉及び附属施設の位置、構造及び施設の基準に関する規則	第1準備書面	4	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第1準備書面	4	第2準備書面で略称を変更
行訴法	行政事件訴訟法	第1準備書面	4	
訴訟要件③①	救済の必要性について、一定の処分がされないことによる重大な損害を生ずるおそれがあること	第1準備書面	5	
訴訟要件④	原告らが、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるに	第1準備書面	5	

	つき、法律上の利益、すなわち原告適格を有する者であること			
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	第1準備書面	10	
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	第1準備書面	10	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第1準備書面	13	
PWR	加圧水型軽水炉 (PWR)	第1準備書面	16	
福島第一発電所事故	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における原子炉事故	第1準備書面	19	
設置法	原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）	第1準備書面	19	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第1準備書面	20	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等	第1準備書面	20	
設置変更許可申請等	設置変更許可及び工事計画認可の各申請	第1準備書面	27	
改正原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	第2準備書面	5	第1準備書面から略称を変更

福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第2準備書面	6	
汚染水	福島第一発電所建屋内等で生じた放射能を有する水	第2準備書面	6	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以後の規制	第2準備書面	16	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第2準備書面	17	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第2準備書面	29	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を併せて	第2準備書面	30	
4号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号で定められた) 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること	第2準備書面	30 及び 31	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)	第2準備書面	31	
2号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号で定められた)	第2準備書面	32	

	その者に発電用原子炉を設置する ために必要な技術的能力があること			
3号要件	(改正原子炉等規制法第43条の3 の6第1項3号で定められた) その者に重大事故(発電用原子炉 の炉心の著しい損傷その他の原子 力規制委員会規則で定める重大な 事故をいう。第43条の3の2.2 第1項(中略)において同じ。) の発生及び拡大の防止に必要な措 置を実施するために必要な技術的 能力その他の発電用原子炉の運転 を適確に遂行するに足りる技術的 能力があること	第2準備書面	32	
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用す る核燃料物質	第2準備書面	35	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律等に基づく 原子力規制委員会の処分に関する 審査基準等	第2準備書面	39	
安全審査指針 類	旧原子力安全委員会(その前身と しての原子力委員会を含む。なお、 平成24年9月19日の原子力規 制委員会発足に伴い、原子力安全 委員会は廃止され、その所掌事務	第2準備書面	40	

	のうち必要な部分は原子力規制委員会に引き継がれている。) が策定してきた各指針			
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷	第3準備書面	4	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第3準備書面	5	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第3準備書面	5	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第3準備書面	5	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止	第3準備書面	5	

	するための安全確保対策			
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	第3準備書面	5	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	第3準備書面	6	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定）	第3準備書面	6	
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定）	第3準備書面	6	
原告ら準備書面(1)	原告らの平成26年9月10日付け準備書面(1)	第5準備書面	6	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成26年12月26日付け準備書面(2)	第5準備書面	5	
ICRP	国際放射線防護委員会	第5準備書面	5	
1990年勧告	ICRPの1990年勧告	第5準備書面	5	
本件シミュレーション	平成24年10月24日付で原子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物	第5準備書面	6	

質拡散シミュレーション				
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した平成23年3月25日付け「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題する資料（甲第28号証）	第5準備書面	6	
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	第5準備書面	6	
2007年勧告	ICRPの2007年勧告	第5準備書面	10	
平成24年防災基本計画	中央防災会議が平成24年9月に、福島第一発電所事故を踏まえて見直しを行った防災基本計画（乙第22号証）	第5準備書面	22	
原子力災害対策重点区域	原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	第5準備書面	23	
近藤委員長	平成23年3月25日当時の内閣府原子力委員会委員長である近藤駿介	第5準備書面	6	
1号機	福島第一発電所1号機	第5準備書面	33	

MFC I	使用済み燃料プールへの注水不能による水位低下により、露出した燃料に、冷却不足によって破損、溶解が生じ、プール底面のコンクリートとの間で生じる相互作用	第5準備書面	34	
任意移転者	年間線量が自然放射線量を大幅に超えることを理由に移転を希望する者	第5準備書面	34	
適合性判断等	原子力規制委員会が本件各原子炉施設について行う、原告らの主張する事項及び内容が設置許可基準規則に適合するか否かの判断並びに使用停止等処分の発令についての判断	第5準備書面	42	
武村(1998)	日本列島における地殻内地震のスケーリング則—地震断層の影響および地震被害との関連—	第6準備書面	5	
入倉・三宅(2001)	シナリオ地震の強震動予測	第6準備書面	5	
基準地震動による地震力	当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第6準備書面	6	

地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第6準備書面	10	
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	第6準備書面	10	
地震本部	地震調査研究推進本部	第6準備書面	11	
地震等基準検討チーム	断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第6準備書面	17	
原告ら準備書面(3)	原告らの平成27年11月13日付け準備書面(3)	第7準備書面	4	